

植民地統治初期における台湾総督府メディア政策の確立 ——植民地政権と母国民間人の葛藤——

李 承 機

(要約)

本稿は、日本植民地統治初期の台湾において、台湾総督府が内地とは異なったメディア政策を敷いたプロセスを中心に、内地より厳しい規制を備えたメディア政策を確立しなくてはならなかった理由を探ることによって、次の二つの結論を導き出す。まず、近代社会におけるマス・メディアが持つ特有の働き、特にその政治的含意が植民地政権によって統治初期において既に認識され警戒されていたことである。また、その場合、植民地の輿論をコントロールするために、台湾総督府が内地より強い統制色の含まれるメディア政策を確立しようとした理由は在台日本人民間人の存在にあったことである。それに、当時の在台日本人による民営メディアが「民間紙」と「移入紙」という形式を利用して植民地政権と対立してきたことを論じることによって、今まで日本による台湾の植民地統治を理解する際に、われわれの目を奪われた「植民地政権 VS 台湾人」という既存の対立構図ばかりではなく、在台日本人民間人の存在もアクターとしての精密な考察も必要であることを強調したい。

はじめに

清代の台湾には、近代性を帯びたいわゆるマス・メディアは本格的に存在していなかった。漢字の活字印刷さえ欠いていた台湾にマス・メディアが漸く登場したのは、1895年以降日本植民統治以後のことである¹⁾。それゆえに、日本人が持ち込んだマス・メディアという伝播手段、そしてその媒体上での討議は、台湾社会に対する近代日本の「文化的デモンストレーション」の一種であり、台湾にとっては新たな経験だったとも言えよう。海外植民地を支配する経験のなかった日本は、台湾に対してはどのような植民地統治策が適切かということを統治初期から模索していくが、メディア政策という側面から見れば、その確立は比較的早く、植民地政権であった台湾総督府は、内地²⁾とは異なったメディア政策を敷くことによって、内地よりも厳しいメディア統制を行っていった。

なぜ植民地において内地より厳しい規制を備えたメディア政策を確立しなくてはならなかったのか。その理由は、まず、近代社会においてマス・メディアが持つ政治的含意が、植民地政権によって統治初期において既に認識され警戒されていたからである。また、その場合、台湾人の言論をコントロールするためだけに、言論を発信することを可能にするマス・メディアを制御しようとしたとは考えにくい。なぜなら、この時期の植民地マス・メディアの利用者には植民地政権とともに台湾に渡っていった日本人官僚や軍人ばかりではなく、日本人の民間人も存在したからである³⁾。

日本においては、市井の情報を伝達する媒介手段としての「かわら版」などの活字メディアが

明治期以前からすでに存在しており、幕末には西洋視察した幕府の使節団体によって新聞印刷の効用も伝えられていた⁴⁾。1868年の明治維新後にいったんメディア抑圧策が取られたが、翌年明治政府は新聞を民衆に普及させようと「新聞紙印行条例」を発布した⁵⁾。1890年以降、立憲政体のもとで、言論を主な手段とする議会政治が政策の是非を争いあうと、新聞・雑誌のようなマス・メディア、殊にこの時期にブームとなった政論紙が「公論」の旗を掲げて言論を活性化させる役割を演じていた。1900年前後から1910年代にかけて、新聞は加速度的に発行量を増やし、新聞の大衆化は「民衆的傾向」の一環とさえ言われた。しかもジャーナリズムが「言論の自由」を実践していくことにより、「政治権力とのぎりぎりの対決」⁶⁾という場面も見せたのであった。このことから、日本人、とりわけ民間人の場合がどのようなマス・メディアを台湾に持ち込もうとしていたのか、その一端がうかがえる。つまり、政治権力に抗する、というメディアのあり方も日本人の民間人により台湾に持ち込まれようとしていたのである。

以上のような背景をふまえ、内地のそれよりも厳しい台湾のメディア規制は、主として当時「民間紙」と呼ばれた民営メディア⁷⁾の取り締まりを目的としたものであったことを明らかにしたい。この問題は日本植民地政権と台湾人の対立として誤解されがちだが、少なくとも制度導入当初は台湾人を取り締まるためではなかったことを確認することは意義のあることである。そのため、本論文では、植民地統治初期の台湾において、まず在台日本人が活字新聞を作り出してから、台湾総督府が植民地体制のメディア政策を確立するに至るまでの過程、つまり「御用新聞」の扶植と「台湾新聞紙条例」の制定過程を概観し⁸⁾、次に、内地のマス・コミュニケーションになじんできた在台日本人とそのメディア活動、及び台湾総督府のメディア政策がどのように絡んでいたかを検討する。それらによって、メディア規制の当初の目的を明確にしたい。

第1節 在台日本人社会と内地新聞の移植

日本による植民地統治が始まったばかりのころ、「土匪」といわれた抗日ゲリラがまだ治められていなかった時期に、日本の唯一かつ最初の海外植民地であった台湾には、早くも内地からの移民ラッシュが生じ、1900年の時点ですでに3万8千人を超す日本人植民者が移住していた⁹⁾。その大部分は猶官目当てだったと言われているが、いったん行政ポストが埋まると、毎年平均4千人近い移民のうち民間人の占める割合も増加していったと推測される。しかも、「農民が移民に消極的であったのに対し、商人や実業家や技術者といったホワイトカラーはチャンスを期待」¹⁰⁾して「新領地」に入り込んだため、台湾における日本人の人口構成は著しく都市型となつた¹¹⁾。こうして官吏と役所の下働き、商人や資本家を主とした在台日本人社会が形成された。このような都市型の移民者にとって、生活に欠かせないものは数多くあったが、活字印刷さえなかつた台湾での情報獲得とその流布は焦眉の急を要する事柄の一つだったと考えられる。新聞は商業活動に必要な情報源であるという認識を持つに至っていた実業家、そして新聞を読む習慣がすでに定着していた日本人官吏の場合は、特にその必要が痛感されていたといつてもよからう。

更には、日本内地では明治30年（1897年）代以降、コミュニケーションの大衆化、つまりマ

ス・コミュニケーションの胎動がはじまり、新聞読者層も拡大していった¹²⁾。このような経緯を考えると、この時期台湾に移ってきた日本人植民者が内地からマス・メディアを持ち込み、マス・コミュニケーションを発達させようとしたのも無理のないことだったろう。「一時に殺到した内地人は、何を描いても新聞を要求した」¹³⁾という回想もなされている。実際、初代台湾総督樺山資紀と同郷だった旧大阪警部長山下秀実が台湾で新聞を発行することを必要と感じ、樺山と商議してその賛同と承諾を得たという¹⁴⁾。結局、翌年「始政一周年」の1896年6月17日に『台湾新報』が田川大吉郎¹⁵⁾を主筆として発行されはじめ、同時に『台湾産業雑誌』も月刊として台北で創刊された。これらが台湾における新聞と雑誌の嚆矢であったが、それぞれ当時の日本内地マス・コミュニケーション状況の影響を受けていたとも言えるのである。

『台湾新報』は、最初週に一回か二回程度で発刊され、1896年7月桂太郎総督の命令によって「台湾総督の発する行政司法に関する命令は、当分同報に記載する」¹⁶⁾義務を負わされ、いわゆる台湾総督府（以下総督府と略す）の「府令公布式」の役割をも果たした。翌月に『台湾総督府報』が新しく創刊されることとなつたが、「府令公布式」という名のもとで『台湾新報』には『台湾総督府報』の同時配付が義務付けられた¹⁷⁾。即ち、『台湾総督府報』が『台湾新報』の附録として一緒に配付されることで、両者が一体化したわけであった。これと同時に、総督府から補助を受けて『台湾新報』が日刊発行準備に着手し¹⁸⁾、同年10月1日より日刊化された。その後も、日・週刊と各種類の雑誌が台湾の各主要都市でつぎつぎに在台日本人によって創刊されていった。これらのうち『台湾新報』より一年遅く、乃木希典の台湾総督在任期間の1897年5月に川村隆実によって創刊された日刊『台湾日報』にも同じ「府令公布式」が命じられた¹⁹⁾。

この「公布式」の採用は、同時期の内地の各府県でも官庁に利用されていた仕組みではあったが、一日も早く政令の伝達を行おうという総督府の行政的考慮を確認することができる。政治権力にとってのマス・メディアが持つ有用性が認識されていたのである。ところが、マス・メディアは政策側にとって有用であるだけでなく、輿論の「場」となり輿論を表出し、輿論そのものを作り出すこともでき、そのなかから時には批判力を以って政治権力と対抗するジャーナリズムが現れることもあった。

実際に、『台湾新報』と『台湾日報』の両紙は商業的な競争に直面していたため、「相反目して紙上に其の火花を散らしたる時代」²⁰⁾を作り上げ、台湾の言論界はこれより「両雄並び立たずの形となり、互に反駁し拮抗し合ふといふ具合で…、当時の言論界としては相当な抗争時代」²¹⁾を迎えたという。『台湾日報』は当時知名な文人内藤虎次郎（湖南）を内地より主筆として台湾まで招き、その発行部数を急速に伸ばし、『台湾新報』と対峙していた²²⁾。台湾の日刊新聞は商業的な競争に直面していたと言えるが、その背後にはもう一つ理由があった。『台湾新報』の創刊者山下は樺山総督の薩摩系、『台湾日報』の川村は乃木総督の長州系に属し、まさに内地政界の藩閥対峙のように、台湾の言論界でも対峙しあつたのである。

いずれにしても、総督府は「六三法」²³⁾を根拠に植民地台湾でのみ効力をもつさまざまな条例と規則を頒布していくが、新聞紙に関する取締については、1900年1月の「台湾新聞紙条例」、同年2月の「台湾新聞紙発行保証金規則」と「台湾出版規則」の三点セットの出版関係法令が頒

布される以前は、台湾においては新聞出版に関する規定は一切なく、原則的には内地の出版関係法令に従っていた。日本内地では、明治維新から 1909 年「新聞紙法」が制定されるまでの 40 年間、新聞・雑誌出版関係法令に関する議論は許可制と行政処分権との二つのポイントに集中していた²⁴⁾。1887 年に「新聞紙条例」が改正になると許可制が届出制に緩和されたが、保証金制度も府県知事の行政処分権もまだ維持されていた。1897 年に発売頒布禁止などに関する行政処分権は更に司法処分権に転じ、行政処分権がまた復活したのは 1909 年に「新聞紙法」が頒布されてからのことであった。

従ってここで確認しておきたいのは、出版許可制を取った「台湾新聞紙条例」が施行されるまでの間、植民地である台湾でも新聞などの出版は届出制で、保証金を納める金額さえそろえれば、誰にでも定期刊行物が発行でき、法律上では 1897 年から 1899 年末まで行政処分権は否定されていたことになる。1895 年 6 月山下秀実が当時の樺山総督と新聞の発行について商議し総督府に出願した際、「尚ほ軍政と民政の二つに岐れてゐて新聞許可権の所在が不明で埒があかなかつた」²⁵⁾といわれているが、最終的に新聞発行が拒否されなかつたのは、出版届出制のもとでは実際に拒否できなかつたからでもあったと考えられる。台湾統治初期に出版・言論がかなり自由をゆるされていた理由もそこにあった。

台湾統治の早期において、新聞・雑誌の創刊は完全に在台日本人読者を対象としていた。そのことは発行部数の少なさにも表れている。たとえば、1897 年の時点で『台湾新報』の平均配付数は 4,811 部に過ぎなかつた²⁶⁾。また、この時期の定期刊行物はほとんど日本語中心で発行されており、台湾人の識字率の低さと日本語を解する台湾人が極めて少なかつたこともあって、新聞・雑誌の読者層は在台日本人を主とし、台湾人は僅か一部の知識人を除いて、ほとんど含まれていなかつたと考えられる。そのため、在台日本人の民間人が創刊したものは発行部数が伸び悩み、総督府から補助を受けていない場合には経営難で廃刊を余儀なくされるという状況が常にあった。とはいえる、1898 年 3 月の児玉源太郎台湾総督と後藤新平民政局長（後に民政長官と改称）の就任以前に、在台日本人の間にある程度の言論の自由が存在し、商業的な競争が生じていたということは看過できない事実である。

第 2 節 植民地体制のメディア政策の確立

1898 年 3 月、児玉源太郎が台湾総督に、後藤新平が民政局長に就任して以後、植民地台湾のメディア事情は変化する。就任して間もなく、彼らは植民地台湾の統治を確立する妨げにならないメディア政策を創ろうと既存の新聞紙に対して規制を加え始めた。その最も具体的な施策は「御用新聞」の創設と、統制色が内地よりも強い「台湾新聞紙条例」の制定であった。

「御用新聞」として創設されたのは『台湾日々新報』（以下『台日』と略す）である。『台日』の社史にあたる『台湾日々新報三十年史』によれば、既存の『台湾新報』と『台湾日報』は「両紙とも動もすると植民地新聞たる本領を忘れ去らんとするので当時の児玉総督などは相当に心配もし、且つ之では台湾の統治上卻て有害であると考へ」²⁷⁾、着任して 2 ヶ月にも満たない 1898 年

4月には、守屋善兵衛という民間人を援助し、両紙を買収して併合させ、5月より『台日』を新しく創刊させたという。『台日』は、社史の記述の通り「植民地新聞たる本領」を発揮する新聞であった。その初代社長に据えられた守屋は「後藤長官の内務省時代より独逸文翻訳又は衛生新聞の経営等に關係あつた」²⁸⁾人物であり、主筆も元総督府秘書課長木下新三郎であった。「府令公布式」については、もちろん前の『台湾新報』と『台湾日報』とも同じように、総督府の『台湾総督府報』が『台日』の付録として『台日』と一緒に配付されるという形になっていた²⁹⁾。ただし、以前の『台湾新報』が総督府からもらっていた年間4千8百円の『台湾総督府報』掲載料より遥かに高く、『台日』はこの「公布式」によって総督府から毎年1万8千円もの掲載料がもらえるようになった³⁰⁾。1900年代において、新聞の値段はだいたい一部1～2銭（週刊紙の場合一部5銭が多く、月刊紙は10～12銭）、月極30～50銭であったことからすれば、この掲載料という名義の「手当」がどれほど大金だったかは明らかである。このようにして『台日』は「御用新聞」としての基盤を作った。後藤の関与が大きかったことについては、この「御用新聞」の扶植はまさに後藤が「台湾言論界の一体性と適格性を熱心に要望した結果」³¹⁾だったという回顧からも看取できる。

両紙併合後、新しく創刊された『台日』は発行部数が伸びていくと想定されたが、実際にはそうではなかった。当時『台湾新報』及び『台湾日報』両新聞の発行部数は、合せて四千部であつたが、一戸で両紙を購読してゐた者は、合併後は一部で間に合ふので購読者が重複してゐた分だけはガタ落ちに減り、結局二千五六百部に止まつたが、それも購読料を払ふ読者は僅々二千位のもの³²⁾であった。一方、台湾日々新報社（以下「台日社」と略す）の社内においては、今までまさに犬猿の仲であった「新報派」と「日報派」が「同じ屋根の下で仕事をすることになったのだから、編輯に事務に工場に、旧両派間の反目は依然として続いた」³³⁾と言われていた。そのため、総督府というパイプを持っているさすがの守屋社長でも、経営難かつ社内の軋轢に飽きたあげく、三度も新聞社を投げ出そうと決心したことがあるという³⁴⁾。後藤が狙った「台湾言論界の一体性と適格性」は、もともと大きくなかった台湾のマス・メディア市場を逆に小さくする結果となった。両紙を併読していた者が相当にあったと指摘されていることからもわかるように、どれほどマス・メディアの市場が狭くとも、当時の読者をひきつけたのは互いに争う言論であり、このような状況は植民地においても、変わりはなかったと思われる。

このような事情から、両紙併合後の一周年も経たない1899年末に台日社はすでに倒産寸前の状態に陥っていた。1900年3月になると、総督府は、台湾唯一の全島発行紙かつ総督府自身が扶植する新聞を救うべく、台日社の増資および改組に着手した。まずは台日社を株式会社に改め、「愛國婦人会」の名義でその資本金を10万円まで増資した³⁵⁾。つぎに、後日『満州日々新報』の社長となった村田誠治を常務取締役副社長として招き、村田は直ちに内地の有名な学者や文人などに台日社への入社を要請した³⁶⁾。かくして『台日』は延命し、1903年に更に台南を発行地とした『台南新報』（1899年創刊当時は『台澎日報』）と台中の『台中毎日新聞』（1901年創刊）を買収、後者を『台湾新聞』に改称し、台湾三大都市の日刊新聞の市場は全て「台日系」に独占された。『台日』は40年後の総動員体制下における新聞統制の時期までほぼ「台湾一大

報」の地位を維持していたが、一方で台日社傘下のいわゆる「台日系」の新聞雑誌も、総督府の「御用紙」と揶揄されるようになり、『台日』『台南新報』『台灣新聞』の三紙は「台灣三大御用新聞」と呼ばれた。

このように、後藤は『台日』の実質的な官営化を進める一方、法令の整備にも着目した。1898年8月より後藤と内務省台湾課との間で「台灣新聞紙条例案」について公文のやり取りが始まり、「台灣新聞紙条例」が発布される1900年1月まで実に一年半の期間が費やされた³⁷⁾。それほど時間をかけて折衝したのは、内務省台湾課並び法制局が総督府の立案による「台灣新聞紙条例案」の一部を「帝國立法之精神」に反するものだと認識していたためであった。

内地の官僚が何を以って「帝國立法之精神」を保とうとしていたのか、当時の台湾課長森田茂吉が総督府に宛てた1898年11月26日付の公文の中から、その内容の一端がうかがえる。「台灣新聞紙条例案」中の「定期刊行物の発行許可制」に対して、森田は原則的に反対はしていないが、それにより生じた発行人の住所などの登録と変更にも許可制が敷かれていることについては異議を申し立てている。これは「台灣新聞条例案」の統制の厳しさを疑問視していると見られる。そのほかにも、一部の罰則の中にその罰金の重さが明らかにその定期刊行物の存続を危うくする点、発行許可制でありながら発行人の資格に対する制限が不明確である点が指摘されている。森田がこうした指摘を行った背景には、明治憲法が制定される前の自由民権運動の取締の経験、立憲体制が確立されて以後の届出制導入による出版の自由の保障、1896年10月に成立した第二次松方内閣による「言論出版集会の自由の尊重」というスローガンの強調、そして直前の1898年11月の「隈板内閣」の退陣があったと考えられる。したがって、内地の官僚が「台灣新聞条例案」の統制色の強さに違和感を持ったのも不思議ではない。

その後、1899年6月より内閣法制局からも修正の意見が総督側に寄せられ、総督府側もそれらの異議に説明を申し出た。その過程において、法制局側からは、「台灣新聞紙条例案」の発行人制限、司法処分の罰則の重さ、そして台湾総督に与えられた発禁内容の認定原則が「不都合」を招きやすいなどの点が挙げられている。発行許可制に対して原則的に反対していなかったものの、発行許可制のもとに「台灣新聞紙条例」はいかに施行していくかについて、明らかに違った見解を持っていたと言える。そして1899年10月「台灣新聞紙条例案」が台湾課より正式に法制局に送られ、後藤も同年末上京して最後の折衝を行うこととなった。

後藤が上京した際にどのような折衝をしたかは不明だが、しかし結果的に見ると、台湾課と法制局によって添削された部分はあったにもかかわらず、植民地「現場」の意見がより説得力や重みを持ったのであろう。「台灣新聞紙条例」の主な内容、つまり発行許可制、行政処分権、発売・頒布禁止内容、納本制度などはほぼ総督府側から提出された原案のままで³⁸⁾、1900年1月16日に勅裁を経てその翌日に総督府から発布されることになった。この「台灣新聞紙条例」の主な中身は、1917年12月に発布された「台灣新聞紙令」にも受け継がれ³⁹⁾、1945年の終戦まで台湾のあらゆる定期刊行物というマス・メディアが、この明治期の内務省官僚がかつて違和感を持ったような統制色の強い法規によって規制を受けることとなる。

第3節 輿論コントロールの思惑

上述のように、『台日』など「植民地新聞たる本領」を発揮する「御用新聞」が成立し、統制色の強い取締法令が整備された。児玉・後藤コンビが考えていた「植民地新聞たる本領」の中身を理解するには、「御用新聞」を更に詳しく分析する必要があるが、なぜ「台湾言論界の一体性と適格性」は法令上からも保たれねばならなかったのか、この内地とは異なるメディア統制策はいったい誰を対象に立てねばならなかったのか。このような疑問を解くには、後藤新平が熱心に要望した「台湾言論界の一体性と適格性」とは如何なるものなのか、ということを解明する必要がある。

はじめに、台湾でしか効力をもたない「台湾新聞紙条例」と「台灣新聞紙令」の主な内容を内地の新聞法令と表1で比較して、植民地台湾に適格であると思われた部分を明らかにしてみる。

表1 定期刊行物取締法令：内地と台湾の比較

		発行 (創刊)	発売頒布禁 止処分権	納本制度	輸(移)入制限	保証金
内 地	1897年改正 「新聞紙条例」	届出制	司法処分	発行と 同時	なし	払戻 なし
	1909年 「新聞紙法」	〃	行政処分 (内務大臣)	〃	〃	〃
台 湾	1900年 「台湾新聞紙条例」	許可制	行政処分 (台湾総督)	発行の前	島内輸(移)入制限と その事前検閲	払戻 あり
	1917年 「台湾新聞紙令」	〃	〃	〃	同上、加えて「移入紙 取次人制度」あり	〃

(筆者作成)

内地と台湾での著しい相違は発行許可と発禁処分の部分である。内地では、発行の届出制のみならず、「発行禁止は新聞紙に対する死刑の宣告であるから、行政官庁の専断の下に置くのは不當であるとの非難に鑑み、明治三十年（1897年－引用者注）新聞紙条例の一部改正の際、内務大臣の発行禁止権を廃し、裁判所の権限に移し、司法処分として之を行ふ」⁴⁰⁾こととした。1909年の「新聞紙法」後も発行禁止は司法処分権に属し、発売頒布禁止の行政処分と分離している。しかし、台湾では、発行許可主義に基づくだけに、この新聞紙に対する死刑宣告にあたる権限は発行許可取消処分として台湾総督に直接に与えられているのである。また、検閲制度と深く関わる納本制度も内地と台湾の違いを示す一つのポイントだろう。なぜならば、「内地法たる新聞紙法には、新聞紙は発行と同時に納本すべき規定なる為、納本を検閲して居るときは既に発行され、読者の手に渡つて居る」⁴¹⁾のと違い、「台湾新聞紙条例」第5条及び後の「台湾新聞紙令」第10条には、納本は必ず発行前にすべきことを規定しており、出版検閲ないし行政処分は発行される前にすでに行われてしまうものだったからである。つまり、定期刊行物が発行される前に、台湾の読者にどのようなものを読ませないのである、ということを総督府が百パーセントコントロールできた、ということになる。すなわち輿論の「場」であるマス・メディアを完全に制御す

ることによって、総督府が台湾において、輿論をコントロール、ないし輿論を完全に自分の味方にすることが、法令の面からも可能となつたわけであった。

更に、内地においては「植民地新聞紙、又は外国新聞紙に付いても出版の自由（内地に於ける発売頒布の自由）の原則が適用せられ、事前検閲即ち内地に於ける発売頒布前に予め検閲を受けしめ、許可を受けたもののみ発売頒布を許すといふ制度の如きは、現行新聞紙法上の制度としては存在しない」⁴²⁾ のと異なり、台灣島内に対する移・輸入制限が設けられ、「台灣新聞紙条例」第12条によって、「台灣以外ノ帝国領土内又ハ外國ニ於イテ發行シタル新聞紙」などに対し、台灣総督がその差し押さえの権限を与えられている。これは、まさに植民地台灣と台灣外部、特に内地の輿論との連動関係をいつでも断ち切ることを可能にする条項であったと言わざるを得ない。

1917年の「台灣新聞紙令」の第16条には更に「移入紙」の取次人制度が加えられた。それは即ち「台灣総督ハ本島外ニ於テ發行スル新聞紙ニシテ主トシテ本島内ニ於テ發売頒布スルヲ目的トスト認ムルモノハ之ヲ告示ス」ことによって、台灣「本島に於ける新聞発行は許可困難なるべし」とし、内地に於て發行し専ら本島に頒布せんとし、又は内地發行の新聞紙に台灣版を設けて本島に頒布せんとする者」⁴³⁾ に対する法的解釈と認定ができたのであった。これに基づいて認定された内地發行の新聞・雑誌が理論的に台灣でも自由に販売できることとなり、この「移入紙」取次人制度は台灣島内發行許可制度よりも寛大に見えた。しかしながら、「実際に於ては本島發行許可と同様其の許可は簡単には行かない」⁴⁴⁾のみならず、移・輸入紙に対する台灣総督の差押さえの権限もまだ設けられている。言い換えれば、台灣での發行許可の困難さと総督府による検閲の厳しさとを免れようとした台灣向けのマス・メディアに対しても、法律上の規制を加えることによって、総督府が正式に牽制及び制限をかけることができるようになったのである。

ここから総督府のメディア統制策は植民地台灣内部メディアについてのコントロールのみならず、植民地台灣と内地言論界との連帶をコントロールしようという思惑も含んでいたことが明白であると言えよう。

次に、総督府が植民地台灣での輿論をコントロールすべきという政策側の論理と思惑についてより細かく見ていく。1901年に後藤に招かれて台灣に渡った、長年『台日』に勤めた尾崎秀真の回顧によれば、児玉・後藤コンビがメディア統制を行った「其の理由とは他ではない、露西亞との戦争である。児玉総督は予め露西亞との戦争の避く可からざるを数年前より承知して居られたので、夫れには先づ国内の安定を要す、台灣は改隸以来日尚ほ浅く、全島各地に土匪の出没絶えざる時であつたので、先づ第一着手として、土匪の平定を必要とし、同時に島内の言論機關を統一する事の急務なるのを認め、…要するに国内の言論が統一せられねば、外國に向つて戦争を開始することは出来ぬ」⁴⁵⁾と考えていたために、児玉が「總參謀長として満州に出陣するゝより前に、先づ全島の土匪を平討し、統いて新聞の統制を企て、断乎として之を実行せられた」⁴⁶⁾のだという。いわば、台灣では各地で抗日ゲリラや「土匪」の害が完全に治まっていないという内部事情が児玉の念頭にあったのみならず、ロシアとの緊張関係が高まるなか、外部事情ともいいうべき国防論に基づくメディア政策も練られていたわけである。

総督府の「御用雑誌」とも呼ばれた『台灣時報』で尾崎がこの解釈を書いた1939年は、ちょ

うど第二次世界大戦のヨーロッパ戦場が始まり、アメリカとの緊張関係も高まりつつあった時期であり、その前の1938年9月に内閣によって新聞用紙供給制限令も下され、台湾でも総督府がメディア統制をかねてより強化してきた時期であった。そのためか、回顧のなかで尾崎は、総動員体制に入った1938年以降当時の総督府のメディア統制を弁護すべく、児玉・後藤コンビのメディア統制策が国防論的であったと語っていたかもしれない。実際、1906年4月と11月、児玉と後藤が次々と台湾を後にした際、日露戦争は終了していたにもかかわらず、メディア統制策は変わることがなかった。台湾の在台日本人の間にも、まだ総督府のメディア統制策について「児玉、後藤の暴政など考へ陰口を打きなどしたものすらあつた」⁴⁷⁾と言われている。

児玉が軍人出身ゆえに常に国防や安全を念頭に置いていたのは当然であろうが、むしろここでは、この政策によって、植民地台湾の言論と内地で行われる植民地政策に関わる論争が切り離されるということに目を向けていい。児玉・後藤コンビがメディア統制策に手を出しこじめた1898年は、日露戦争が起きる1904年の5、6年も前であった。いっぽう台湾に向う前に内務省に勤めたこともあり、ドイツ留学の経験も持ち、しかも実際に「台湾新聞紙条例」の立法に関わった後藤には、別の思惑はなかったのだろうか。後藤は、内地のジャーナリズムが常に政府に対し批判の矢を放っていたのを知らないわけではなかったろうし、「政府の政争が新聞に漏れて、それがまた政争を激しくするという悪循環を生んだ」⁴⁸⁾ことも理解していたかもしれない。つまり、後藤はマス・メディアに特有の機能や役割を知った上で、植民地台湾の言論と内地で行われる植民地政策にかかわる論争から一線を引き、「台湾言論界の一体性と適格性」を作り出そうとしたのではないか。

「台湾新聞紙条例案」の「理由書」にも書かれているように、「渡来者カ益々增加シ民ノ言論ヨリ問題ニ渉ラントス」るのに鑑み、総督府が「言論ヲ表彰スルノ新聞紙ニ対シ憲法ノ精神ニ基キ該當ノ取締法ヲ設クルハ治安ヲ保ツ上ニ於イテ緊要事」だと考えていた後藤は、「渡来者」である日本人民間人を対象に、メディア統制策を立てねばならないとの思惑を持っていたのである。この「理由書」では、「問題」と見なされるのは一体如何なるものか明確に説明されてはいないが、総督府側からすれば、この時期の在台日本人、特に民間人の言論がかわらんとしていた問題とは、おそらく植民地統治策に關係があるものだったと推測される。従って、彼にとって重要なのは、国防安全よりむしろ政治の論争からいかに植民地政権を守っていくか、すなわち「総督府安全」であったとも言えよう。「六三法」が総督府に与える権力を背景に、後藤は批判力を持つマス・メディアを封じようとしたのだと考えられる。

さらにもう一步突っ込んで当時の事情を斟酌してみると、1898年『台日』創刊前、『台湾新報』と『台湾日報』の二紙争覇の時代に、「両社の記者や社員などが途であつても直ぐ喧嘩口論をやるといふ有様、…そのために迷惑するのは台湾総督府であり、「台湾統治」それ自らであつた」⁴⁹⁾と言っていたように、もしマス・メディアという「場」での日本人間の対立が台湾人に向けて公になってしまったら、統治者としての威儀を失うという危機感もあったろう。さらに台湾人がマス・メディアという「場」で論議することを学んでしまったら、「台湾統治」それ自体が揺さぶられるという危機感があったのではないかと考えられる。

以上のことから、後藤が目指していた「台湾言論界の一体性と適格性」は、植民地台灣の言論界が総督府の施策と一体化すること、植民地に適格的な言論だけしか台灣に存在しないこと、を意味していると言える。児玉と後藤コンビのメディア政策とは、在台日本人民間人を相手に、予想される攻撃に対して予め総督府にシェルターを整えさせておくようなものだったとも譬えられよう。それゆえに、総督府のメディア政策に従わなかった在台日本人の動きに注目してみる必要があると思う。

第4節 「民間紙」と総督府のメディア統制

明治期の競争的言論を当然と考える在台日本人による民間色の強いメディアが、内地よりも厳しいメディア統制策が敷かれた台灣の状況に反旗を翻したのは当然なことであった。ここでは、在台日本人の民間メディアの動きを考察することで、「民間紙」と総督府側のメディア統制との対立的実態を捉えてみよう。

「台灣新聞紙条例」が実際に施行される前には、もっぱら総督府を相手に批判を加えた月刊『高山国』がすでに存在した。「台灣唯一政治雑誌」というタイトルを表紙に掲げて1898年11月に発行され始めたこの雑誌は、僅か5号（号外を含めて9号）しか発行できなかつたという。1899年7月、ちょうど内務省台灣課と内閣法制局が「台灣新聞紙条例案」について折衝を行っていた際に、『高山国』は総督府がその案を立てた深意について「果せる哉不日新聞条例を発布して、以て台灣に於ける言論の取締を厳にせんとするの議なれりと、…其實は民間の反対論を撲滅せんとするの策に出づと聞く其内地に於てすら既に全廢の氣運に向へる保証金、其他の牽束的制度を移植して更に把定固持せんとする」（傍点は原著者）⁵⁰⁾と指摘している。そのほかに、同年1月の号外第2号から、毎号「台灣失政史材料募集」を行っており、総督府施政の批判を登載したほか、巧妙な風刺画を掲載し、その側に「ザイセイびんらん」や「イケンガ通らん」や「スコシモまがらん」などのような文句をひらがなとカタカナを混じえて書き⁵¹⁾、総督府の官吏を風刺したりしていた。児玉総督と後藤民政長官もよく風刺画の人物として描かれていた⁵²⁾。当時台灣で発刊される活字メディアはほとんど台日社に頼って印刷されており、印刷用紙も完全に内地から輸入されたといわれるが⁵³⁾、『高山国』の場合は「本誌は東京で印刷し、號外は台灣で印刷すると云ふ変り種であつた」⁵⁴⁾という。これは、「御用紙」たる台日社に代印してもらえなかつたためと考えられ、翌年に廃刊を余儀なくされたのも、時の児玉総督の忌諱に触れ、総督府側より圧力をかけられた結果であったと思われる⁵⁵⁾。

1900年8月に台北弁護士会の主なメンバー、特にいわゆる「民党系」の弁護士らが中心となつた日刊『台灣民報』が創刊された。この『台灣民報』は1920年代に台灣人知識人の手で発行された同名紙とは関係なく、『高山国』と同様に在台日本人の民間人が作った「民間紙」であった。『台灣民報』グループが「六三法」反対を目的に1902年に行つた第16次帝国議会へのロビーイング活動はよく知られている⁵⁶⁾。この点からも、『台灣民報』が総督府に反対する在台日本人民間人の立場に立つていたことは確かである。その創刊号の「宣言」には三つのポイントが挙げら

れ、台湾に対する植民地視反対、「擅制主義」反対、および「清化主義」反対であった。「清化主義」という用語はやや意味が曖昧であるが、総督府の清統治下から引きついた台湾社会旧式慣習尊重の方針を指すものと考えられる。「擅制主義」反対とは、総督府による専制的な政治体制に反対することだと読み取ってよいだろう。さらに台湾を植民地と見なすべきでないという主張は、明らかに後藤の植民地「特別統治主義」⁵⁷⁾に反旗を掲げたものであった。

このような主張は、後藤の「言論界の一体性と適格性」を追求する思考からすれば決して許されないものであろう。『台湾民報』が後藤の不快を買ったのは、総督府批判の内容だけではなく、その発行部数にもあったと考えられる。「其の論議の總てが民間の主張を代表したるが如き観ありしを以て民間一部者の歓迎を受たるは事実」⁵⁸⁾であったように、創刊されて2年も経たないうちに、『台日』と両雄並立の勢いとなっていた。台湾総督府総督官房文書課が毎年発行した『台湾総督府統計書』によれば、1902年には『台湾民報』の年間総配付数が『台日』を抜いたこともあった⁵⁹⁾。ただし、台湾での配付数はやはり『台日』のほうが上であった。では、なぜ『台湾民報』の年間総配付数が『台日』を抜いたのだろうか。おそらく1902年『台湾民報』グループのロビーアクション活動が内地において台湾問題というイッシュ作りに成功し、内地の日刊新聞にも台湾関係の評論が多く見られ、論戦までに発展していた⁶⁰⁾ためであったと考えられる。つまり『台湾民報』の内地配付数が『台日』の6万部内外より6倍もの上だったために、総配付数における逆転現象が起こったのである。これもまた後藤の「言論界の一体性と適格性」志向に反するものであった。しかも『台湾民報』が内地でも多くの配付数を持ち、総督府施政に対する激しい非難が内地の読者にも読まれているのは、総督府の立場からすれば不都合なことだったろう。結果として、『台湾民報』は盛んに総督府の施政を非難した末、1904年3月についに総督府から発行許可取消処分を受けたに至った⁶¹⁾。

1903年に「台南に又全台日報と云ふ民党系の新聞が創刊され、台北の民報と相駆んで猛烈に官僚紙に向つて弓を引いた」⁶²⁾。『全台日報』は史料としてまだ発掘されていないが、1903年とは、ちょうど台南で発行されていた『台南新報』が台日社に買収され「台日系」となった那年であった。民間人経営の『台南新報』が同年1月に台日社に買収され、そして『全台日報』がその直後の3月に新しく創刊されたのは偶然ではなかったように思われる。そもそも台南においては、1900年よりすでに台南弁護士会が存在していたことから、民間人経営の日刊新聞が「御用紙」に転じるに伴い「民党系」の新聞が現れたのは、おそらく台南弁護士会と何らかの関連があったと推測される。しかし、総督府のメディア政策のもとで、「曾て台湾民報なる者あり、全台日報なる者あり、現在の三新聞（三大御用新聞を指す—引用者注）に対抗し多少気焰を吐きたる事もありしも、当時の官憲の圧迫に依り前者は表面より禁止を強制され、後者は裏面より廃刊を余儀なくされた」⁶³⁾という結果となった。

以上に述べた『台湾民報』と『全台日報』のみならず、後藤が総督府民政長官を離任する1906年11月までに、総督府から発行許可取消処分を受けたメディアは、表2に見られるように、『台湾商報』と『台湾日報』（『台北日報』より改題）と『台湾実業新報』がある。

表2：1920年以前に発行されたはじめた主な「民間紙」

紙名	創刊 年, 月	改題 (年, 月)	停刊 年, 月	注 (停刊, 続刊の経緯など)
日刊『台灣新報』	1896,6		1898,5	『台灣日報』と合併して 『台灣日々新報』となる
週刊『台灣政報』	1896,11		1897 ?	廃刊
日刊『台灣日報』	1897,3		1898,5	『台灣新報』と合併して 『台灣日々新報』となる
月刊『高山國』	1898,10		1899,12	廃刊
週刊『台灣商報』	1898,11		1901,1	発行許可取消処分
日刊『台澎日報』	1899,6	#『台南新報』(1900,1) 『台灣日報』(1937,4)	1944,3	六紙統合で『台灣新報』に 編入
日刊『台北新聞』	1899,12	『台北日報』 『台灣日報』	1902,7	発行許可取消処分
日刊『台灣民報』	1900,8		1904,3	発行許可取消処分
五日刊『台報』	1901,4		1902,3?	『台灣商報』の後継紙
『台灣実業新報』	?		1904,1	発行許可取消処分
日刊『台中毎日新聞』	1901,5	#『中部台灣日報』(1903) 『台灣新聞』(1907,10)	1944,3	六紙統合で『台灣新報』に 編入
日刊『台南毎日新聞』	1903,3	『全台日報』(1906,9)	1909,7	廃刊
月刊『実業の台灣』	1909,9	『南日本』(1926) 『南日本新報』(1928)	1935 ?	※ 1916 以降週刊
月刊『台灣』	1910,11		1911,6	7号で自主廃刊
月刊『台灣パック』	1911,1		1937 ?	1915 発禁, 1916 神戸で再 発行, 1918 台湾移入認可, 少なくとも 1937まで発行 され続ける
月刊『新台灣』	1914,12		1921,5	1915 発行元が神戸に, 1918 台湾移入認可, 1921 台湾発行許可, 同年廃刊
※日刊『東台灣新報』	1916,9		1944,3	六紙統合で『台灣新報』に 編入
※週刊『高砂パック』	1916,1	『台政新報』(1922,11) 『新高新報』(1924,9)	1936 ?	1936まで発行され続ける
※週刊『台灣商事報』	1916,7	『台灣経世新報』 (1918,3)	1935,12	経営難で自主廃刊

(筆者作成)

: 1903年に台灣日々新報社に買収され、「台日系」の「御用紙」となった。

※ : 1916年当時、総務長官下村宏がメディア政策を緩和しようと許可した新聞紙（計週刊3紙、日刊1紙）。

日本統治の初期において、このような「民間紙」はさほど多いとは言えないが、総督府批判の性格を強く持ち、「御用紙」と対抗する姿勢を示していた。しかも、「台湾にも蛮法の誇りあれど矢張り新聞紙条例なるものなり、…母国の如く苛も形式を備ふ者なりせば、何人も自由に刊行し

得る物にあらずして、拒否の権限は全く総督府の掌中に在りて、更に出願者の目的を達せしめざるなり」⁶⁴⁾ という総督府のメディア政策を突破しようとして、内地発行でもっぱら台湾に移入されるいわゆる「移入紙」まで現れた。前述した1917年12月に発布された「台湾新聞紙令」の中の「移入紙」取次人制度は、すなわちそれらを牽制するための仕掛けであったと考えられる。1910年代に以降、5年以上も発行された「民間紙」として比較的重要なものには、週刊『台湾商事報』、月刊『台湾パック』、月刊『新台湾』の3紙が数えられる。そのうち『台湾商事報』を除いて、他の2紙はいわゆる「移入紙」であった。

1916年7月に創刊された『台湾商事報』は、すなわち30年代まで平均配付数が常に4千部以上を誇り⁶⁵⁾、週刊『台湾経世新報』の前身であった。初代社長の簗輪藤治郎は台北弁護士会の長老で、前述した『台湾民報』にも深く関わっており、その後任の稻垣孫兵衛は、前述した『高山国』の印刷人でもあった。以上のことから、日本統治の初期からメディア関係の民間人の存在が証明されると同時に、その「官序」と対立した立場の一貫性が10年代以降も保たれていたことがうかがえる。

1911年に創刊された『台湾パック』は、最初に「移入紙」という形式を有したメディアだったと考えられる。その性格が政論紙よりも文芸紙に近い『台湾パック』は1915年に台湾で発行許可取消処分を受け、翌年発行所を神戸に移して発行されつづけて、1918年に「台湾新聞紙令」の「移入紙」取次人制度により総督府に「移入紙」と認定されたわけだが、1914年に創刊された『新台湾』が1921年に廃刊されて、そして台湾人知識人の手による『台湾民報』が台湾でも発行できるようになった1927年に入ってからも、1930年代における台湾で唯一の「移入紙」として発刊されていた。その主筆橋本白水は、1916年に創刊された週刊『高砂パック』の主筆を務めたこともあり、20年代に入ってこの『高砂パック』が『台政新報』を経て、著名な民間人記者唐沢信夫を擁する『新高新報』となる。

また、1914年に創刊された『新台湾』は、最初東京通信社台湾支局と名乗って東京通信社が発行したもので、印刷地が内地の東京であった。1915年の4月から6月にかけて、ちょうど「西来庵事件」と「新庄事件」が台湾全島を震撼させていた⁶⁶⁾ ころ台湾で発売頒布禁止令を受け、7月より発行地が神戸に移り、発行所が新台湾社神戸支局と改名され、台北に新台湾社本社が置かれた。形式上ではまだ内地から移入された「移入紙」の形式を有したものの、表紙に「台湾唯一の政治雑誌」を標榜し、編集作業もやはり完全に台北にある新台湾社で行われており、1918年「台湾新聞紙令」の実施により『台湾パック』と同時に総督府から正式に「移入紙」と認定された。『新台湾』の「創刊之辞」は、為政者の「無要な干渉と不法の圧迫」を捨て、「軍隊政治若くは警察政治の弊」を注意し「其運用の上に於て最も多大の慎重を加へざる可からず」、「島地と母國との連絡を計り」、「島民の輿望を叙して島政の改善を企圖」⁶⁷⁾ する、と訴えていることから、「御用紙」とは立場を異にする「民間紙」としての色彩が濃厚であることは言うまでもない。1915年7月以前に発禁され発行所を内地に移した理由についても、「其間台湾総督の忌諱に触れ治安妨害の名の下に発売頒布禁止を受くる事前後二回の多きに及べり、何等官辺に縁故を有せず独立不羈なる吾人の言論が時に総督の忌む所となるは是固当然のみ、然れども侃諤なる吾人の言議は

斯くの如き区々たる圧迫を以て左右し得べきものにあらず、…台灣島地に發行所を移さんと欲するも、督府は容易に認可すべき模様なし」⁶⁸⁾と説明していることからも、総督府に対してその政治論説の内容が非常に批判的であったことがわかる。なお、新台灣社長の山口十次郎は台北弁護士会長に任じたことがあり⁶⁹⁾、これも『新台灣』が民間色を持っていた理由のひとつであろう。

このように、日本による台灣統治の初期から存在した「民間紙」は、1910年代に入ってから「移入紙」という形で植民地台灣のマス・メディアという「場」に参入し、植民地政権批判の力となって、総督府のメディア政策を突破しようとしていた。「移入紙」とは、内地の定期刊行物の出版届出制を利用して総督府治下のマス・メディアという「場」に参入する、発行許可制への突破口だと見なされていた。ただし、1910年代後半の「台灣パック新台灣」の二雑誌は神戸に於て発刊し総督府の束縛がなく極めて自由なものであった」⁷⁰⁾のが著しい例だったとはいえ、「移入紙」あるいは台灣で発行できた「民党系」の新聞・雑誌のほとんどが、発行許可取消令を受けて停刊、または発売頒布禁止を重ねたあげく、最終的には自主廃刊となるというシナリオの繰り返しがあった。

以上に見てきたように、台灣人知識人が独自の言論機関を持って植民地台灣のマス・メディアという「場」に入り乱れる1920年代以前においては、植民地台灣のマス・メディアという「場」における輿論の主体は、決定的な権威を持つ植民地政権と多少の批判力をもった母国民間人だけであったと言えよう。

おわりに

台灣植民統治初期、日本の植民地政策論におけるいわゆる「特別統治主義」と「内地延長主義」との考え方の相違がよく言われている。それぞれ実際に影響を与えた代表的な人物として挙げられているのが後藤新平と原敬である。この二人の間の意見対立は今日の研究でも明らかにされているが、本論文で取り上げたメディア政策という側面からみれば、必ずしもさほど簡単な図式ではない。つまり、台灣総督府という政策側が取ったいわゆる「内地人対策」が今まで明らかにされていなかったのである。

後藤新平は、台灣を去って満鉄総裁を経て内地に戻り、拓殖局総裁を歴任、内相になった後も、言論取締策の強化を図ろうと言論取締機構の拡充を指導しており、寺内内閣の「民本主義包囲網」を作り上げる中心人物となった⁷¹⁾。台灣で得た経験を内地で生かしたとも考えられるが、同時に彼はもともと政治権力が輿論のコントロールを遂げるべきだという考え方の持ち主だったとも推測できる。一方、後藤が台灣に残した「植民地新聞たる本領」を持つ「御用新聞」と植民地体制のメディア政策は、「内地延長主義」を唱えた原敬首相に任命された初代文官総督田健治郎が1919年に就任してからもそのまま変更されず、終戦まで台灣のあらゆる定期刊行物というマス・メディアを根幹のところから強く制御していた。

植民地においてマス・メディアに対する統制が厳しかったのは容易に想像できる事態だが、そうした政策が確立するプロセスを通じて、台灣人がまだ近代メディアを有していないかった統治初

期においても内地より厳しいメディア統制策を確立しなくてはならなかつたのは、この時期にマス・メディアを競争的言論の「場」と考える在台日本人の民間人がすでに存在していたためであつたと言えよう。このことからも、日本による台湾の植民地統治を理解する際には、「植民地政権 VS 台湾人」という既存の対立構図にとらわれることなく、アクターについてのより精密な考察が必要であることがわかる。

本論文で挙げた「民間紙」及びメディア関係の在台日本人は、当時の弁護士界と深く関連している⁷²⁾。台湾統治の初期より在台日本人民間人の言論を代表したと考えられるこうした在台日本人弁護士の存在は、植民地時期台湾のジャーナリズムの実態について、われわれに再考を促してくれる。すなわち、よく知られている『台湾日々新報』をはじめとする「御用紙」だけでなく、「民間紙」という旗を掲げ、法律を拠り所として政治権力と対抗するジャーナリズムが台湾統治の初期から存在していた、という事実の確認である。こうした動きの背景には、1910年代に入つてから内地の大正デモクラシー風潮による影響もあったかもしれないが、彼等の「民間紙」は、先に述べたように「移入紙」という形式によって総督府のメディア統制策を超えるという動きを持ち、台湾統治初期から輿論という側面でも内地との連帶を求める意思を持っていたと考えられる。この点において、台湾人知識人が1920年代に作りだした『台湾民報』は、「対抗勢力としての移入紙」というシナリオを参考したものと言えるかもしれない。なぜならば、台湾人による唯一の言論機関と称せられる『台湾民報』もまた、1927年まで内地で発行され総督府から「移入紙」と認定されており、その「移入紙」という形式の利用形態は、まさに在台日本人が1910年代に生み出したものであったと言えるからである。

以上のことからも、今後の研究においては、植民地台湾のメディアについてジャーナリズム論とジャーナリスト像の二つの側面から論じる必要があるよう思う。たとえば、台湾統治の初期にメディア関係者は弁護士と兼業する者が多かったのに対して、1910年代後半以降になると、專業的な在台日本人ジャーナリストも登場しており⁷³⁾、1920年代には台湾人のジャーナリストも現れてくる、といったことにも注目すべきであろう。それに伴って、総督府のメディア統制策はどう変容していったのか、つまり植民地台湾でのジャーナリズムと政策側のインター・アクションは如何なるものだったのか、といったこともポイントになると思う。

なお、近代社会においては、マス・メディアは輿論の「場」として認識されているが、台湾人が1920年代までに自分たちの主張を発信する組織を以ってこの「場」に正式に参入する以前、台湾人はマス・メディアそのものをいかに受け入れてきたのか、また植民地政権と母国民間人の対立をどのように読み取っていたのだろうか。こうしたこととも、植民地時期台湾のメディア史を解明する上で、また台湾人の近代化の軌跡を考える上で重要なポイントとなってくるだろう。植民地時期台湾のメディア史にはまだ多くの問題が残されている。これらの問題は今後の課題とし、本論文では植民地統治初期総督府側のメディア政策確立プロセスに着目し、従来言われてきたような「御用紙」だけでなく、総督府の政策に批判的な「民間紙」を立ち上げた在台日本人民間人の重要性について論述した。

注

- 1) 清治下の台湾では、新聞と言えるものはほとんど外から入って来たもので、かつ漢字の活字印刷は行われたことはなかった。それは、清の刑法によるとうわさを流すことが重罪で、反乱がよく起きた台湾では特に重罰が課せられ、台湾では活字鉛版を作ることさえ清政府により禁じられていたためであった（洪桂己『台湾報業史的研究』、『台湾文化志』新聞事業篇、台北市文献委員会、1968年版（初版は1958年）、19頁、参照）。
- 2) 当時の植民地宗主国であった日本の社会と、植民地であった台湾と区別するため、本論文では当時の表現に従って、「内地」と「母国」を用いて、植民地に対し日本本土のことを表す。
- 3) そもそも在台日本人の間における官と民の対立は台湾植民統治の初期から存在しており、その一側面として、在台日本人の商人による商工会の活動と台湾総督府の対立関係が挙げられている（趙祐志『日拵時期台湾商工会的發展（1895-1937）』、台北稻鄉出版社、1998年、第4章第一節、参照）。台湾総督府が商工会の活動を危険視する理由は、日本内地で商工会が政府に対して政治的な抗争を繰り返すのに鑑みることにあったが、統治上の便宜のほかに、「農業台湾」という経済政策が取られていたことも考えられる。趙氏の研究では、日本人商工会、台湾人商工会、そして植民地政府、この三者の「交互関係」が存在していたと指摘されている。本論文では、植民地政権と民営メディアを作る母国民間人の関係に着目している。
- 4) 山室信一「国民国家形成期の言論とメディア」、『言論とメディア』所収、岩波書店、1990年、参照。
- 5) 同条例は第一条に「新聞紙は人の知識を啓発するを以て目的とすべし」とある。なお、当時の「新聞紙」や「民間紙」は今日では「新聞誌」や「民間誌」と呼ぶべきものだが、本論文ではその当時の言葉に従い、「誌」を「紙」で表わす。
- 6) 有山輝雄『近代日本ジャーナリズムの構造』、東京出版、1995年、8～13頁、参照。
- 7) 日本植民統治初期における民営メディアについては、洪桂己『台湾報業史的研究』（『台湾文化志』新聞事業篇、台北市文献委員会、1968年版（初版は1958年））、賴秀峰「日拵時代台湾雑誌事業之研究」（政治大学新聞研究所碩士論文、1973年）、李明水『台湾雑誌事業發展史』（『重修台灣省通誌』抽印本、台湾省政府、1986年）、それぞれに関連記述はあるのだが、植民者であった在台日本人が作り出したメディアのためか、著作のいずれも史料としての紹介にとどまっている。
- 8) 本論文の取り上げる台湾総督府のメディア政策について全体を見渡した研究はこれまでない。政策の検討において重要な位置づけとなる「台湾新聞紙条例」については、拙稿「日本統治下植民地台湾メディア政策の確立—メディア政策と与論」（「近代日本与台湾」シンポジウム、台湾台北、2000年12月）でも「台湾総督府公文類纂」を用いて論じたことがあるが、徐國章「台湾日治時期最初の新聞統制法—台湾新聞紙条例」（第三回台湾総督府公文類纂学術研討会、台湾南投、2001年8月15、16日）も発表されている。徐氏の研究では、「台湾総督府公文類纂」をも用いて同条例の制定過程が詳しく論じられており、条例内容の整理もされているが、メディア政策についての視野を欠いていると言わざるを得ない。
- 9) 台湾総督府総督官房文書課『台湾総督府第四統計書』、1902年、56頁。
- 10) マーク・ピーター『植民地—帝国50年の興亡』、読売新聞社、浅野豊美訳、1996年、262頁。
- 11) たとえば、同じ1900年に、台湾最大都市の台北およびその周辺に居住していた在台日本人はすでに2万1千人を超える（台湾総督府総督官房文書課『台湾総督府第四統計書』、55頁）、その後、終戦まで常に台北市人口の4割を占めていた。
- 12) 山本武利『近代日本の新聞読者層』、法政大学出版局、1981年、180～181頁、参照。
- 13) 尾崎秀真「台湾新聞界の回顧」、『台湾時報』第231号所収、1939年、68頁。なお、本論文において、旧字体の文献を引用する際に今日の常用漢字体のあるものはすべて常用漢字体に改めてある。
- 14) 石原幸作『台湾日々新報三十年史』、台湾日々新報社、1928年、2頁、参照。

- 15) 長崎県出身、1908年衆議院議員初当選以後おおむね尾崎行雄と政治的行動をともにしていた。大正デモクラットの背景を持った田川は、のちに議席のある限りは常に台湾人知識人が行った台湾議会設置請願運動の紹介議員を引き受け、深く台湾人の政治運動にもかかわっていった。
- 16) 井出季和太『台湾治績史』、台湾日々新報社、1937年、77頁。それは総督命令公布式、「台湾総督の発する行政司法に関する命令は当分同報に記載するを以て公布式と定むる件」(明治29年7月府令第18号)である。なお、『台湾総督府報』が個別に創刊されて『台湾新報』の附録として配付されるようになった1896年8月の前に、いわゆる「府令公布式」とは、『台湾新報』の第1頁に総督命令が掲載されていたという形であった。
- 17) 「台湾新報ヲ公布式トス」、台湾総督府公文類纂、明治29年永久甲種第4門第10項。
- 18) 洪桂己、前掲『台湾報業史的研究』、32頁、参照。
- 19) 「台湾日報ヲ公布式トス」、台湾総督府公文類纂、明治30年永久甲種第4門第13項。
- 20) 「本島新聞界の十六年史」、『台湾』第7号所収、1911年6月、77頁。
- 21) 大沢貞吉「台湾統治と新聞」、『台湾時報』第291号所収、1944年、50頁。
- 22) 洪桂己、前掲『台湾報業史的研究』、33頁。
- 23) 「六三法」とは、1896年に制定された法律第63号「台湾に施行すべき法令に関する法律」。「六三法」の骨子は帝国議会が台湾総督に台湾における立法権を委任することで、台湾総督が台湾において行政、立法、司法の三権を握っているのと同様の状況をもたらしたこと、「特別統治主義」の源と見なされた。その期限は三年で後に三回延長され、1906年に五年を期限とした「三一法」に変わり、1919年期限のない「法三号」が作られたに至った。なお、「六三法」が制定される過程とその時の相關議論については、小熊英二『日本人の境界』(新曜社、1998年)が詳しい。
- 24) 棚村專一『新聞法制論』、日本評論社、1933年、第二章と322～323頁を参照。
- 25) 大沢貞吉、前掲「台湾統治と新聞」、49頁。
- 26) 井出季和太、前掲『台湾治績史』、79頁。なお、この数字が平均配付数か年間配付数か明記されていないが、年間総配付数である可能性は少ないと思われる。
- 27) 石原幸作、前掲『台湾日々新報三十年史』、4頁。
- 28) 尾崎秀真、前掲「台湾新聞界の回顧」、69頁。
- 29) それは「台湾総督ノ発スル行政司法ニ関スル命令ハ台灣総督府報トシテ台灣日々新報ニ掲載セシムルヲ以テ公布式ト定ム」(明治31年5月府令第21号)のである。
- 30) 「台湾日々新報府令公布式」および「公布式ニ關シ府令發布ノ件」、台湾総督府公文類纂、明治31年永久甲種第4門第16項。
- 31) 大沢貞吉、前掲「台湾統治と新聞」、50頁。
- 32) 石原幸作、前掲『台湾日々新報三十年史』、5頁。なお、引用文中の「二千五六百部」という数字は1899年の平均配付数(年間発行部数を年間発行号数で割る数字)であることが『台湾総督府第三統計書』第四四「新聞紙及雑誌發兌」(台湾総督府総督官房文書課、1901年、136頁)より確認できる。
- 33) 同前注、8頁。
- 34) 同前注、9頁、参照。
- 35) 洪桂己、前掲『台湾報業史的研究』、35～36頁、参照。
- 36) たとえば、後に京都大学教授となった鈴木虎雄、衆議院議員となった石射文五郎と松井鉄夫、台湾一の博学者と呼ばれた小泉盜泉、学者出身の柄内正六、木村泰治、田原天南、糸山衣州など(石原幸作、前掲『台湾日々新報三十年史』、10～12頁、参照)。
- 37) 現在、その公文と電報の往復は台湾の文献委員会が保管している「台湾総督府公文類纂」(明治33年永久甲種第4門第8項)に納められている。本論文において、以降に述べる律令「台湾新聞紙条例」が発布されるまでの経緯については、すべて同資料に納められた公文に基づくもので、別注は付けな

- い。
- 38) 台湾課と法制局がもっとも異議を示した第7条「台湾総督ハ特ニ命令ヲ發シテ外交又ハ軍事其他秘密ヲ要スル事項ニ關スル掲載ヲ禁止スルコトヲ得」という内容も原案そのままであった。公文と電報の中でポイントとなったのは条項中の「其他」の二文字であったと推測できるが、後藤が上京中に如何に法制局を説得したかに関する文献は残っていない。
 - 39) 1917年「台湾新聞紙令」が制定されたころ、後藤新平も内務大臣としてかなり台湾総督府のメディア政策に対して影響を与えた。こうした「台湾新聞紙令」の制定に関する政治過程、またその「移入紙」取次人制度のについては、別稿で詳しく論じることにしたい。
 - 40) 榎村專一、前掲『新聞法制論』、457頁。
 - 41) 鈴木清一郎『台灣出版関係法令釈義』、杉田書店、1937年、6頁。
 - 42) 榎村專一、前掲『新聞法制論』、114頁。
 - 43) 鈴木清一郎、前掲『台灣出版関係法令釈義』、143～144頁。
 - 44) 同前注、145頁。
 - 45) 尾崎秀真、前掲「台灣新聞界の回顧」、70～71頁。
 - 46) 同前注、71頁。
 - 47) 同前注。
 - 48) 鈴木健二『ナショナリズムとメディア』、岩波書店、1997年、78頁。
 - 49) 大沢貞吉、前掲「台灣統治と新聞」、50頁。
 - 50) 「台灣総督の眼に映せる三大勁敵」、『高山國』号外第5号所収、1899年7月28日付、1頁。
 - 51) 「アニハカランの鉢合」、『高山國』第3号所収、高山国社、1899年9月1日付、25頁。
 - 52) たとえば、「腐敗の鯛椀」(『高山國』号外第3号所収、高山国社、1899年2月17日付、15頁)、「不動の金縛り」(前掲号外第5号所収、10頁)、「明けてくやし魂消箱」(前掲第3号所収、19頁)、「免す時の塩命地蔵」(同第5号所収、同年12月29日付、17頁)など。
 - 53) 石原幸作、前掲『台灣日々新報三十年史』、9頁。
 - 54) 裏川大無「台灣雑誌興亡史」(七)、『台灣時報』第191号所収、台灣時報発行所、1935年、148頁。
 - 55) 同前注、149頁、参照。
 - 56) 1902年第16次帝国議会はちょうど「六三法」二回目の延長に際し、『台灣民報』の連中は「六三法」の違憲的な性格を突いて帝国議会へのロビーイング活動を行っていった。この問題について論じた著作には、吳密察「明治三五年日本中央政界的「台灣問題」」(吳密察『台灣近代史研究』所収、稻鄉出版社、1990年)がある。
 - 57) 「特別統治主義」とは、台湾が日本と違って漢民族の社会であることを重視し、完全に日本内地と同じ施策をするのに反対する主張である。台湾を領有した初期、後藤新平がこういう政策を支えた代表的な一人であった。なお、本論文において、日本の台湾統治に関する「特別統治主義」と「内地延長主義」についての理解は、主に春山明哲「明治憲法体制と台灣統治」(『近代日本と植民地4－統合と支配の論理』所収、岩波書店、1993年)と小熊英二『日本人の境界』(前掲)に拠っている。
 - 58) 前掲「本島新聞界の十六年史」、前掲『台灣』第7号、78頁。
 - 59) 『台灣總督府第六統計書』第五八新聞紙及雑誌配付数、台灣總督府總督官房文書課、1904年、248頁。なお、1902年において、『台灣民報』と『台灣日々新報』の年間配付数はそれぞれ1,505,777部、1,481,749部で、そのうち、『台灣民報』の内地配付数は379,630部に対し、『台灣日々新報』は58,756部しかない。
 - 60) 吳密察、前掲「明治三五年日本中央政界的「台灣問題」」、前掲書123頁、参照。
 - 61) 1904年3月31日付の『台灣總督府報』号外によれば、『台灣民報』は「台灣新聞紙条例」第10条により発行許可取消処分を受けた。

- 62) 尾崎秀真, 前掲「台灣新聞界の回顧」, 70 頁。なお, 『全台日報』は, 創刊されたときの題名が『台南毎日新聞』であったが, 『全台日報』に改題されたのは 1906 年 9 月以降のことであった。本論文では引用上の便宜のために, 尾崎氏の原文そのままにしている。
- 63) 瑞城生「台灣の雑誌及廣告新聞」, 新台灣社『新台灣』1915 年新年号所収, 23 頁。なお, 『台灣総督府報』には, 1907 年から 1909 年にかけて, 『全台日報』が総督府から発売頒布禁止令を 7 回も受けたことが記録されている。1908 年の一年間を通して, 『全台日報』のほかに発禁処分を受けた定期刊行物は一つも見つからなかった。
- 64) 瑞城生, 前掲「台灣の雑誌及廣告新聞」, 22 頁。
- 65) 『台灣総督府統計書』には 1927 年より『台灣經世新報』の総配付数が統計に入れられ, その年から 1934 年までの平均配付数はたいてい 4,000 部から 4,300 前後の程度である。
- 66) 井出季和太, 前掲『南進台灣史考』, 誠美書閣, 1943 年, 43 ~ 45 頁, 参照。なお, 両事件で逮捕された「土匪」の人数は 1,413 人, 戰闘で殺された人数は 317 人にも上り, 後に両事件合わせて 866 人に死刑判決が言い渡された。死刑判決のほかにも, 9 年及びそれ以上の徒刑 454 名, 無罪 86 名, 死亡(判決を言い渡される前に死亡) 及びその他 7 名。この前に年度死刑判決人数には, 1901 年の 1,095 名が最多, 1905 年の皆無が最少で, 1906 ~ 14 年の 9 年間には合計 47 名に過ぎなかったことから, 1915 年という時点において植民地台湾の政治状況はいかに厳しかったかがわかる。
- 67) 三沢茶毘庵, 『新台灣』1914 年創刊号所収, 東京通信社台灣支社, 3 頁, 以下参照。
- 68) 三沢素竹「新台灣独立宣言」, 新台灣社『新台灣』1915 年 7 月号所収, 3 頁。
- 69) 山口十次郎, 旧姓松岡, 1867 年佐賀県に生まれ, 1889 年専修学校(現・専修大学)卒。1899 年台灣総督府検察官として渡台, 1900 年判官に転任。1911 年民権伸張を理由に判官を辞任し台北大稻埕で弁護士事務所を開設。1914 年『新台灣』を創刊, 1915 年 7 月に新台灣社長につく。1919 年 11 月手押し軌道事故で死去。山口氏の名刺には「我は野志士的奮闘を為んがために判官を棄てたり, 我は正弱に與みし邪強と戰はん為に辯護士に復せり」と書いているほど, 弁護士界の快男子であったといわれている(田中一二『台灣の新人旧人』, 台湾通信社, 1928 年, 616 頁, 参照)。
- 70) 橋本白水『評論台灣之官民』, 南国出版協会, 1924 年第 2 版(初版は 1919 年), 「民間の部」167 頁。
- 71) 有山輝雄, 前掲『近代日本ジャーナリズムの構造』, 219 ~ 223 頁, 参照。
- 72) たとえば, 台湾統治初期に「民間紙」に関わった者の中に, 小林勝民(『台灣民報』), 土屋理喜次(同), 蔣輪藤次郎(『高山國』, 『台灣民報』, 『台灣經世新報』), 中村啓次郎(『台灣民報』), 古川清一(同)などはすべて 1900 年と翌年に弁護人資格を台灣総督府から取得。
- 73) 弁護士資格を持たない民営メディア関係者としては, 初期には, 佐々木安五郎(『高山國』), 稲垣孫兵衛(同), 戸水汪(『台灣商報』, 『台報』)が著名である。また, 1910 年代後半以降には, 今井武夫(『新台灣』), 村木虎之助(同), 橋本白水(『高砂パック』), 徳木正風(『南日本新聞』), 唐沢信夫(『新高新報』)らが専業ジャーナリストとして著名であった。